

広島県公営企業管理規程第五号

広島県公営企業財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成十九年八月二十七日

広島県公営企業管理者 中 村 博

広島県公営企業財務規程の一部を改正する規程

広島県公営企業財務規程（昭和四十二年工業用水道事業管理規程第四号）の一部を次のように改正する。

第二十六条の三中「郵便局又は」を削る。

別記様式第五十七号及び別記様式第五十八号中「~~卸~~ ~~卸~~」を「~~卸~~ ~~卸~~」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。ただし、第二十六条の三の改正規定は平成十九年十月一日から施行する。